

「実験動物飼養施設における実験動物取扱状況調査」概要

調査趣旨

- 環境省では、これまで「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）に基づき、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を策定するなど、実験動物の取扱の適正化に向けた各種施策を展開してまいりました。
- この度新たに、同法の令和元年改正法附則において規定された実験動物の適正な取扱の推進に向けた検討（右参照）に着手するため、令和5年度に、全国の実験動物飼養施設における実験動物取扱状況に関して網羅的に把握することを目的に、実験動物飼養施設に対して統一的な状況調査（以下、「本調査」とする。）を実施することとなりました。
- 令和4年度においては、本調査に向けた準備として、本調査の調査対象及び項目等の内容を精査することを目的に、実験動物を飼育する業界・団体・機関、及び、それら各業界・団体・機関における実験動物飼養・管理状況の概要並びにそれらに関する情報公開の可否などを把握するためのアンケート調査（以下、「事前アンケート」とする。）を実施いたします。
- 令和5年度における本調査の結果を元に国内の実験動物の取扱状況に関して評価を行った上で、令和6年度をめぐり、その更なる適正化に向けた政策検討を行います。

「動物の愛護及び管理に関する法律」令和元年改正法

附則抜粋

第8条第1項 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第9条第3項 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参考ウェブサイト

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC1000000105> (e-Gov法令検索ウェブサイト内)

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h25_84.pdf (環境省ウェブサイト内)

令和4～6年度の作業工程

令和4年度

事前アンケートの実施

- 各行政機関に対して、直轄、所管もしくは関係する業界・団体・機関のうち、実験動物飼養施設の有無等について伺います
- 各実験動物飼養施設に対して、実験動物飼養・管理状況の概要及びそれらに関する情報提供の可否等について伺います

次頁にて詳細ご参照

令和5年度

本調査の実施

- 事前アンケートを踏まえとりまとめた、本調査実施要領に基づき、全国の実験動物取扱施設における実験動物の飼養・保管状況及び苦痛の軽減への対応状況等に関する統一的な調査を実施します。

令和6年度

評価・公表

- 本調査の結果を踏まえ、国内の実験動物飼養・保管に関する状況について、有識者等を交えて評価を行った上で、実験動物の適正な取扱の推進に向け、今後の対応を検討します。

令和4年12月に御協力いただきました各種事前アンケートの結果を踏まえ、「本調査実施要領」を作成しましたので、説明会を開催いたします。多くの機関の御参加をお待ちしております。

令和4年度中の作業工程

凡例：■ 行政機関に対応をお願いしたい工程 ■ 実験動物飼養施設に対応をお願いしたい工程 ■ 環境省対応工程

